

薬事検査(平成19年度)

いわゆる健康食品等の検査

本年度は、医療安全課の試買により「ダイエット」、「痩身」等を標榜し、肝機能障害等が問題となる「いわゆる健康食品」25検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン類及び甲状腺ホルモンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、強壮効果を標榜する「いわゆる健康食品」5検体について、シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、メチルテストステロン及びヨヒンビンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

健康被害に係わる検査

医療安全課の依頼により、医療機関からの通報で痩身効果を標榜する「いわゆる健康食品」での健康被害事例の原因究明検査を2件12検体行いました。その結果、エステサロン販売サプリメントの事例は、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、シブトラミン、エフェドリン類及び甲状腺ホルモンを検査しましたが検出されませんでした。ホスピタルダイエットを服用した甲状腺機能亢進症状事例の6検体から、甲状腺ホルモン2検体、フロセミド、ピサコジル、フルオキセチン及びシブトラミンがそれぞれ1検体から検出されました。

ホームページの改訂

衛生研究所のホームページのリニューアルにあわせ、薬事情報のホームページを全面改訂しました。ホームページの「要注意健康食品シリーズ」に、19年度検査対象としました成分のうち、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン類、甲状腺ホルモン、シルデナフィル及びタダラフィルについて掲載してありますので参照して下さい。